

農 村 教 育 留 意 要 項

特249

883

教 化 專 業 調 查 會 調 查



始



特249
883



農村
教化留意要項

教化事業調查會報告別冊

法財團 中央教化團體聯合會



教化事業調査會は曩に都市教化留意要項を公にして聊か關係方面の參考に供するを得たが、これと相並んで當然その必要あるべき農村教化に關しても最近鋭意研究調査の歩を進め、茲に數次の小委員會と總會の審議を経て本要項を決定するに至つた。斯界振興に資するを得ば幸である。尙本要項作成については教化事業調査會委員笠森傳繁氏主として其の任に當られ、内「農村教化の方法施設」は調査部に於て起草したものである事を附記しておく。

農村教化留意要項 目次

上、農村教化の綱領

一、農村教化の一般的綱領	一
一、農業報國精神の涵養	一
二、愛村心の養成	二
三、自治觀念の發揮	三
四、公共生活の覺醒	四
五、正信の鼓吹と迷信の勸絶	五
六、勤儉の奨励	六
七、農村の維持及び發展	七
八、婦人の覺醒	八
二、農村教化の特殊的要目	九
一、社會政策に關聯する教化	九
二、農村教育に對する特別施設の奨励	一〇
三、社會事業に關聯する教化	一一
三、農村教化の關聯事項	一二

- 一、學校教育……………11
- 二、産業經濟施設……………13
- 三、衛生竝消防……………13
- 四、交通問題……………13
- 五、國民警察……………13
- 六、民衆娛樂……………13
- 七、年中行事……………13
- 八、一般農村問題……………14

下、農村教化の方法施設……………14

一、教化綱領の提示……………14

- 一、村是、村民訓等の設定……………14
- 二、振興計畫の樹立(村勢の基本調査)……………14
- 三、年中行事表(教化曆)の編成……………14
- 四、全村民貫行事項の協定……………15
- 五、教化資料の提供……………15
- 六、村歌、民謡等の選定……………15

二、教化實施の方法……………15

- 一、教化常會(村、部落、家庭)の實施……………15
- 二、講習會、講演會、協議會、懇談會等の開催……………16
- 三、映畫及郷土藝術演習會等の實施……………16
- 四、各種修養講座の開催……………16
- 五、教化強調運動の實施……………16
- 六、奉仕作業、愛村勞働の實施……………16
- 七、中堅人物養成訓練……………17
- 八、部落並個人の特定指導……………17
- 九、部落並に組合の共勵……………17
- 一〇、教化道場の設定……………17
- 一一、神社、寺院、教會等の教化的整備……………17
- 一二、村治報告其他印刷物の頒布……………17
- 一三、町村内諸行事の教化的實施……………17

三、農村教化網の完成……………18

- 一、村教化聯合機關の設置……………18
- 二、部落教化聯絡機關の設置……………18
- 三、實行班の組織……………18
- 四、指導幹部の育成完備……………19

農村教化留意要項

全國民の半を占むる農村（農村の中に山村漁村を含む、以下これに同じ）生活者の重要性に鑑み、教化事業調査會は過般來數次の協義を行ひ、暫く左の數項を定む。國民教化の大目標に向つては素より都市と農村とを分つべきにあらずらざるも、兩者頗る事情を異にし必ずしも一をもつて他に及ぼし難きが故に、茲には全般的なるものを略し主として農村教化として留意すべき諸項を列擧す。（但し昭和八年九月二十一日所定の都市教化留意要項と若干重複するものも列記したるは特に掲げて注意を促さんが爲なり）尙農村と總稱する内には單純なる農村と山村及漁村とを含むは勿論、各種農村は地方によりては亦多少とも事情を異にするを以て左記事項の應用に就ては農村の種類と各地の事情に應じて適宜取捨按排することを要す。

以上の諸點に考慮を望みつゝ、茲に廣く各般の留意要項を網羅す。

上、農村教化の綱領

一、農村教化の一般的綱領

一、農業報國精神の涵養

農村の生活は物質的方面に於ては或は都市の生活に及ばざるべしと雖も、精神方面に於ては決して之に劣るものにあらず。農村生活の眞價を感得するにはこの精神方面の自覺、就中農業（農業の中に林業漁業をも含む。以下これに同じ）報國精神の涵養を必要とす。

イ、天照大神の神勅及び農に關する御歴代の詔勅奉體

天照大神の神勅、崇神天皇、繼體天皇を始め御歴代の農に關する詔勅を奉體して、我が農業は肇國以來皇恩に霑ふ農業なることに感激して益々農業報國を念とせしむべし。

ロ、農事に關する祭典の意義の普及及び徹底

大嘗祭、祈年祭、神嘗祭、新嘗祭等の祭典の意義を徹底周知せしむべし。

ハ、國是としての農業尊重への留意

古來我が國に行はるゝ、祭祀は農業との關係深く、政治も亦農を本として其の關心深く、普通農業を始め林業、漁業をも含めて廣く農業を尊重することは肇國以來古今を通じての國是の一なり。従つて農業に精進することは亦報國の道たることに留意せしむべし。

ニ、宗教道德に於ける農業重視への留意

宗教道德は天地と協力する産業たる農に對しては特別なる注意を拂ひ、農業を重視する幾多の教訓を與へつゝあり。二宮尊徳翁の報徳の教の如きは特に農業生活と關係深し。それ等の教に留意して農業報國の信念を強めしむべし。

二、愛村心の養成

農村生活の本質に關する自覺を促すと共に、當該村落の地理的、歴史的、又は産業的若くは文化的特徴に基く愛村心の涵養を目標とし、主として左の事項を提唱す。

イ、自然と人生との關係への留意

大自然に隨順し、之と協力し之を愛好することは人生の要諦にして、農業は最も克く之にかなふものなる

ことを自覺して、農村生活を感謝する心を養はしむべし。

ロ、郷土と祖先との關係への留意

農業は國家成立の一要素たる郷土即ち國土を護るものにして、これ亦我等が祖先の遺風を顯彰するものたることを自覺し、以て愛農心を起さしむべし。

ハ、農村生活の長所への關心

農村生活の缺點を改善すると共に大に其の長所を發揮して愛村心を喚起せしむべし。

ニ、名勝古跡の愛護

農村には名勝古跡又は天然記念物等多し。之を愛護することは愛村心を養成するに効果少からず。

ホ、神社寺院の尊崇

農村の精神的中心は神社佛閣等なれば、これ等を尊崇することはやがて愛村心涵養の要因たり。

ヘ、地方人物の尊重

當該地方出身の人物の事跡を顯彰することは愛村心の養成上頗る肝要なり。

ト、郷土藝術の選擇獎勵及び特産品の改良

地方の郷土藝術と稱するもの、中には價值あるもの少しとせず、在來のものを選択向上せしむると共に、新規に優秀なるもの、現出を促すやう、適當なる獎勵方法を講じ又農村にも特産物又は名物と稱せらるゝもの少からず。之等を愛護し、改良發達せしむることも愛村心を強むるに効果多かるべし。

三、自治觀念の發揮

農村を振興せしむるには其の自治を修正すること必要なり。然るに農村に於ては或は被治に慣れて自治の運用

に疎く、時に之を濫用して諸弊を醸しつゝあるの現状なるが故に、これを矯正して正當なる自治觀念の發揮を計ることは目下の緊要事に屬す。

イ、公民教育の徹底

農村人は勞務に忙しくして見聞を得るの暇に乏しきが故に特に公民教育の徹底を計ることを要す。

ロ、選舉の肅正

現代自治混亂の根源は選舉の輕視と不正に基くもの多きを以て、各人をして選舉權の重要に自覺せしめ其の行使を公正ならしむるは自治促進の緊要事なり。従つて自治體の理事者議員等を選ぶには財産の有無運動の如何等に惑はさるゝことなく、人物材能本位たらしめざるべからず。

ハ、黨弊の除去

國政に於ける政黨の確執が自治體に混入して農村を惑亂するの弊は其の例に乏しからず、之を除去して村民一團となり、公心を以て公事に當るの美風を助長すべし。

ニ、村民協同思想の普及

農村の生活は有機的一體なり。協同思想に自覺めて黨派心、階級觀等を排除すべし。従つて又偏狹なる部落觀念を除去すると共に、適當なる部落單位の自治に力めしむべし。

ホ、奉公觀念の鼓吹

一村の自治は村民各自分に應じて公事を分擔するの覺悟を基とするが故に、有力有能の士が超然として自治を顧みざるが如き弊なからしむるを要す。

四、公共生活の覺醒

農村生活は密接なる隣保互助の集團生活たるところに其の長所を有す。従つて自他の爲、各自左の諸點に注意すべし。

イ、共同協力の訓練

農村の生活には村人の共同協力を有利とする方面少からず。殊に經濟方面に於て其の必要多し。之が訓練を肝要とす。

ロ、農村に於ける公德の養成

農村の生活を充實せしむるには諸方面に亘る公德を養成すること肝要にして、左記事項の如きは主要なるものなるが、其の他にも尙留意すべき事項少からず。

1 防火及消防

生活様式の變化に依り近時農村に於ても出火等多し。特に注意せしむべし。

2 共同治水

洪水其の他水に関する問題は農村の福利と平和とに關係すること多し。共同して治水に力めしむべし。

3 公衆衛生

傳染病を隱蔽し、用水に汚物を流す等公衆衛生に害あることは大に警戒せしむべし。

五、正信の鼓吹と迷信の勦絶

農村生活の向上を計るには、特に其の精神方面に留意すべき事は既に述べたる通りなるが、農村の精神生活を向上せしむるには迷信を勦絶し正信を鼓吹し、之を實踐化すること特に肝要なり。而して其の爲に左記諸點に

留意せしむるを要す。

イ、宗教行事の尊重

各宗教の行事を尊重し、その意義を會得せしむべし。

ロ、健全なる人生觀の確立

生活は信仰と一如たるを理想とす。農村生活の本義を悟り、信仰に立脚して健全なる人生觀を打建てしむべし。

ハ、宗教情操の涵養

農村の男女青年が經濟更生、生活改善等の修練をなすに當り、之を宗教情操と結合させ、身心を以て業務に精進せしむること洵に肝要なり。

六、勤儉の奨励

勤と儉とは永久に農村生活に於ける要諦なり。但し之に伴ひ易き諸弊に陥ることを戒めつゝ大にこの美風を奨励すべし。爲に左記事項に留意せしむるを要す。

イ、勤勞能率の發揮

勤勞を念とすると共に、計畫を豫定し、休養を適當にし、その能率を發揮せしむべし。

ロ、豫算生活の勵行

生活を合理化せしむる爲、收支の見積を立てるを要す。而して消費の見積をなすに當つては購買品に對する自給品の割合を適當にし、又適當に應分的消費をなし、人情を重んじて精神的満足をも得せしめ、以て儉約の本義に副はしむるを肝要とす。

ハ、農業の技術及び經營に關する科學的研究

農業の進歩には技術及經營改良上の勤勉を要し、之を科學的研究と結合せしむることを忘るべからず。

ニ、榮養への留意

健康を保持し體位を向上しつゝ、勤勞することを要し、それには榮養に留意せしむること肝要なり。極端なる粗食は勿論儉約の本義に反す。宜しく農家經濟の實狀に應じて廉價にして滋養ある食物を攝ること等を工夫せしむべし。

七、農村の維持及び發展

國家の隆昌は都市と農村との調和的發達に俟つものにして、農村の衰退を防止し其の維持と發達とを工夫することを要し、爲に左記諸點に留意せしむべし。

イ、農村改良の徹底

時代の要求に鑑み物心兩方面より農村生活を徹底的に改良せしむべし。

ロ、家族制度の維持

家族は一心同體なりとの觀念を強化し、且つ適當に家産を保有せしむることは農村に於ては特に肝要なり。

ハ、農村人口の維持

生活資源に比して過剩なる人口は好ましからざれども、人口の實數上減少するが如き場合は慎重なる注意を要す。

ニ、農村人の體位の向上

國民の體位低下は近時全國的の憂ふべき問題なるが、體位の優秀を以て誇とせし農村にも、亦この傾向あるは洵に遺憾なり。大に其の向上に努力せしむべし。

ホ、農村經濟の確立

農村の維持を計るには其の人的要素と共に物的要素の充實を必要とし、従つて農村經濟の確立を肝要とするは勿論なり。

ヘ、農村文化の創造及び發展

以上列擧したるもの殆ど皆文化の向上と關聯するものなるが、更に廣く全般的に農村文化の創造を計ると共に、その發展に力めしむること肝要なり。

ハ、婦人の覺醒

以上の各項悉く婦人の協力を俟つて初めて目的を達し得べきものなれど、農村更生の實現が婦人の無自覺、處女の離村に依つて妨げらるゝこと大なる現狀に鑑み、特に左記諸項に留意せしめ、婦人の覺醒を喚起したし。

イ、婦人愛農心の喚起

農村生活の眞價を知らしめ樂しき農村生活を送らしむるやうに婦人の身心を修練せしむることを要す。

尙農村の男子が其の最も大切なる協力者たる婦人の任務に對し十分の理解を持ち、大に之を尊重することは、婦人をして愛農心を喚起せしむるに頗る有效なるべし。

ロ、農村女子教育の徹底

農村婦人が農村生活に堪へ、農村生活を樂しみ、意義ある農村生活を爲し得るやうに、適當なる女子教育を學校、家庭、社會等の諸方面より徹底することを要す。

ハ、農村母性の保護

農村の婦人は農事に従ひ家事に務めつゝ子女養育の重任を擔ふが爲に屢々過勞に陥る傾あり。殊に産前産後に於ける注意を缺きて仆るゝ者多く、従つて乳兒の死亡率をも高めつゝあるの現狀なり。母性の保護を計ること特に肝要なり。

ニ、婦人の消費經濟への留意

經濟の半は消費經濟にして其の擔當者は農村に於ても亦婦人を主とするに拘らず、これが合理化等に就きて婦人の努力尙足らざるの憾あり。注意せしむるを要す。特に婦人自身の服裝改良を計らしむる如きは、經費節約上にも能率増進上にも且又美的情操の涵養上にも極めて大切なることなり。

二、農村教化の特殊的要目

農村教化の特殊的要目は、主として社會問題と關聯して考察せらるゝを要す。想ふに社會問題は主として生活の不安に起因するものなるが、農村に於ては物的方面には貧困の聲高く心的方面にも苦惱の叫びあつて明に生活不安の狀態を呈せり。従つて農村の教化は常に社會政策並に社會事業と聯絡提携して其の實を擧げざるべからず。而してこの方面に於て留意せしむべき事項左の如し。

一、社會政策に關聯する教化

農村人各自の間の對立鬭争は勿論、農村と商工都市との對立反目も亦農村生活の幸福、國民生活の平和の爲め洵に憂ふべき事なり。而して之が解決は政策に俟つこと大なりと雖も、其の政策の線に沿ふて教化を行ふことも極めて有效なり。これがため次の諸項に留意するを要す。

イ、地主小作人間の理解

地主並に小作人をして各相手方の立場を理解し、親和協力せしむべし。

ロ、自作農の創設維持

自作農を創設維持することは農村の安定平和の爲め洵に必要な事なり。但し其の方法には細心の注意を要し、自作農たらんとするものが其の負擔に堪へずして再び其の土地を賣却するの餘儀なきに至らしむる等の弊に陥らしむるなきを要す。

ハ、協同組合の利用

我が農家は大部分小經營又は過小經營なるが、而も尙現代資本主義經濟の中に存続する爲には産業組合等の協同組合を利用せしむること肝要なり。

ニ、移民の奨励

農村人口が實數上に減少するが如き場合は警戒を要すること前述の通りなるが、其の生活資源に比して人口過剩となる場合には大に移民を奨励すべし。

ホ、商工業に對する理解

村落に於ける農業と都市に於ける商工業とは國家の繁榮上協力すべきものなることを理解せしむべきは勿論（この點に就きては別に「都市と農村との依存に關する教化留意事項」を作成せり）、村落に於ても農業の他に適度に商工業が營まれ互に協力することは、村落の發展上必要なることを理解せしむべし。

二、農村教育に對する特別施設の奨励

農村人の一般的教育は今暫く之を別とし、茲には主として現下窮乏化せる農村の更生を目標として開設せられたる特別教育施設の奨励を提唱す。

イ、青年教育機關の充實

各種の青年教育機關、就中青年學校の充實を期すべし。青年學校は既に村々に設置せられ、國民資質の向上、從つて農村生活の充實を目的とする有力なる公の機關なれども、未だ開設早々のものにして特別の奨励を必要とす。

ロ、農村青年の道場的訓練

親土愛村の精神を養ひ實踐躬行を旨とし農場を道場とする訓練は頗る有效なる教育施設なれば之が奨励を計るべし。

ハ、農村女子の村塾的講習

農家の家政を齊へ、農村の生活を楽しくし、中堅青年と協力して農村更生を分擔せしむること等を目標とし、指導者と共同宿泊、寢食を共にして訓練を計る村塾的講習は、有效なる農村女子教育施設なれば、其の奨励を必要とす。

ニ、全村學校の普及

近時一村又は一部落の老若男女一堂に會して其の村其の部落の更生を目標とする教育を受ける施設各地に現はれ其の成績大に見るべきものあり。之が普及を計るべし。

三、社會事業に關聯する教化

農村社會事業の必要なることは今や一般に認めらるゝに至れり。而して本邦農村の社會事業は必ずしも外國のそれと同じからざると共に、都市のそれとも等しからず。大に特色を有するものなるが、之に對應する社會教化を以てその發達を助成すること肝要なり。即ち左記諸項に注意せしむべし。

イ、保健思想の普及

保健衛生に關する社會事業は農村に於て最も必要なる事業なり。其の成績を挙げしむるには教化の方面より健全なる保健思想を普及すること肝要なり。

ロ、職業選擇の指導

農村の男女青年をして、農村に留らしむるの必要はいふまでもないが、其の農業に適せずして商工都市に向はんとし、又は移民の必要に迫られ、若くは之に適する者にはそれに適當する準備を爲さしむべく指導することは、現下の如く不準備なる都市進出者や國外移民等を出す場合に於て特に必要なる教化施設とす。

ハ、隣保思想の養成

隣保互助の精神を基礎とする社會事業、例へば慶弔協力、農繁期託兒、作業の互助、修養及び娛樂の協同等隣保事業の如きは之亦最も有益なる農村社會事業なり。之が普及を促す爲、教化方面より隣保思想を鼓吹するの要あり。

三、農村教化の關聯事項

農村教化の一般的竝に特殊的留意事項は上述の如くなるを以て、之に關聯して研鑽を必要とする問題少からず。之に關心を拂ふに非ざれば到底教化の徹底を期し難し。想ふに精神教化の要は各自の反省と努力とを憑憑するにありと雖も、社會環境その宜しきを失へば其の教化も效を奏する能はざるを以て、教化に従事するの士は左の諸點に深甚の注意を拂ふべし。

一、學校教育

社會教化は一般の學校教育との聯絡提携に依て其の機能を充分に發揮し得べきものなることを忘るべからず。

二、産業經濟施設

産業組合、農會其他の産業經濟施設と提携するに非ざれば社會教化の目的を貫徹し得ざること少からず。特に注意を要すべし。

三、衛生竝消防

農村に於ても衛生竝に消防に關し各自をして留意せしむるを要するは既に之を述べたり。従つて其の公共的設備の問題は教化者に於て等閑視すべからず。

四、交通問題

交通の便否は農村殊に山村に於ては重要問題の一なり。之が解決に對し留意せしむることを要す。

五、國民警察

農村に於ても治安の維持は大に必要なり。國民相頼つて警察に力むべく、其の命令の徹底等に於ても、我等の警察として之を援けしむるを要す。

六、民衆娛樂

娛樂又は慰安に乏しきことは農村生活を苦しきもの、惱ましきものと思はせつゝあるは事實なり。適當なる娛樂慰安を工夫せしむることは教化の方面よりも考慮すべきことなり。

七、年中行事

年中行事は當該地方の傳統的習俗の織り込まれたるものにして、之に教化的考察を加へて移風易俗の實を擧げしむべし。

八、一般農村問題

農村問題は物質的のものあり、精神的のものありて、又年々多少づゝ其の形態を異にしながらも、常に現代農村の重要問題として、社會教化と關係深し。既に述べたる諸問題は、多くは農村問題と稱すべきものなれども其の他にも農村問題に含まるゝもの少からず。教化者は之等一般農村問題にも深甚の注意を拂ふべきなり。

下、農村教化の方法施設

農村教化の方法施設としては既設の小學校、青年學校、各種團體、巡回圖書館、ラヂオ等の擴充、助長、發達、利用を圖ることは勿論なるも、茲には主として新方面の施設を提示せんとす。

一、教化綱領の提示

一、村是、村民訓等の設定

村民をして豫め其の向ふべき方途を知らしむることは全村教化の上に於て最も必要な事項なれば先づ村是等の大綱を定めて之れを示すと共に、更に其の詳細を或は村治、教化、經濟、産業等に分ち或は村民心得等具體的實施要目を提示するを要す。

二、振興計畫の樹立（村勢の基本調査）

村是の設定と關聯して更に振興計畫を立つるは目下の農村に於て最も必要な事項なれば先づ村の全面に亘りてその過去を知り現状を調査し、其の基礎に立ちて、五箇年、七箇年又は十箇年等の年次振興計畫を樹立し、更に進んでは之れを部落並に各戸の振興計畫樹立にまで及ぼし、自治と共同により、能く其の目的達成に努

力すること必要なり。

三、年中行事表（教化曆）の編成

振興計畫に基きて日常生活を合理的に律せしむるものは年中行事表なり。故に村民生活に必要な一切の行事例へば（役場、學校、各種團體、部落、神社、寺院等）を月割日割に配當して、一覽表又は曆風に作製、之れを各戸に配布して生活の指標たらしめ、以て公共生活の合理化に努むること必要なり。

四、全村民實行事項の協定

時間勵行、家計簿記入、納税の勵行其他生活百般に亘り、改善すべき事項に就き、全村民申合せ等の方法により、一項又は數項宛實行に移し、其の確實なる實施により、村民の實行に對する自信を興へ之を助長せしむべく導くべし。

五、教化資料の提供

教化資料として、關係圖書、雜誌、新聞、パンフレット、リーフレット等の印刷物を教化指導者に頒布すると共に一般村民にも普及せしむる方途を講じ更に各種の映畫フィルムを利用して教化精神の徹底をはかるべし。

六、村歌、民謡等の選定

郷土を主題とせる村歌民謡等を作制又は選定し、以て愛村愛郷の精神を鼓舞し、且つ其の團結心を鞏固ならしむるため諸種の會合其他の際に之れを利用するを要す。

二、教化實施の方法

一、教化常會（村、部落、家庭）の實施

一村振興の常時施設として、教化常會の開催は最も適切なる事なり。村幹部の集合たる村常會、部落民全體の

集合たる部落常會、家族の集合たる家庭常會は何れも、自治系統による聯絡指導下に、當該村、部落、家の振興に就て協議懇談し、將來の生活をよりよく導くべく毎月之れを開設し、別に提示されたる教化綱領の實現を期すべきなり。

二、講習會、講演會、協議會、懇談會等の開催

教化の普及徹底、又は指導中心人物の養成、更に教化實施上特に研究を要すべき事項等につき夫々前記の如き各種施設の實施をなすべきなり。

三、映畫及郷土藝術演習會等の實施

村民に健全なる娛樂を興へ、尙祖先傳來の郷土感情を昂むべく適當なる郷土藝術の維持並に發展に留意し、或は映寫會、或は郷土藝術演習會等を實施するも亦農村教化上等閑視すべからざる要項なり。

四、各種修養講座の開催

精神教化を中心とする公民講座、農村講座、男女青年講座、婦人講座、宗教講座等を開催し、知的、行的、共同生活的訓練を實施すること必要なり。

五、教化強調運動の實施

精神作興週間運動を初め選舉肅正其他全國的なる運動の外、當該村落の記念日又は郷土偉人の記念日等各種の教化強調運動の實施をなし、其の日を全村民の公休日、和樂日等として、記念式典に參列せしめ、尙篤行者の表彰等を行ふことも一法なり。

六、奉仕作業、愛村労働の實施

道路改修、社寺墓地の清掃等の諸奉仕作業、及び山林の伐採、植林、開墾等への労働提供より、更に月の中一

日又は半日を全く愛村共同事業の實施に捧げ、之れによりて得たる収益を村振興の經費に充つるが如きは最も必要なる事なり。

七、中堅人物養成訓練

一村の盛衰事業の成否は、一にかゝつて中堅人物の有無に存するものなれば、これが養成訓練は最も大切なる事なるを以て、長短兩期の講習會、村塾及び道場等を開設し、或は他町村、他府縣等の同様施設に參加せしめ其他視察旅行等により、極力その養成訓練に努むるを適切なりとす。

八、部落並個人の特定指導

全村に教化を徹底せしむる方法として、一方に於て全面指導をなすと共に、他方に於て、或は特定の部落を、或は特定の家庭を指定し、之れに指導を集中して其の振興を期せしむるを要す。

九、部落並に組合の共勵

部落及組合を單位としたる、共勵共進會、展覽會、視察會等を開催するは効果多き事なり。

一〇、教化道場の設定

教化常會開設の場所として、村並に各部落に教化道場(公會堂、集會所、新興生活館等)を設定し、之れを各種の集合に利用するを便なりとす。

一一、神社、寺院、教會等の教化的整備

道德並に信仰の殿堂たる神社、寺院、教會等に、簡易圖書館、農村女學校、日曜學校、國旗掲揚臺、供養塔等を設け、教化道場としての整備をなすと共に、常に村又は部落の教化と連絡を保たしむるを要す。

一二、村治報告其他印刷物の頒布

町村自治に關するあらゆる方面の記事を登載したる「村報」を發行し、又は時宜に應じてパンフレット及びリ
フレット等を頒布し一面當該町村の現状を理解せしむると共に他面一般的教化參考資料を供給し、その奮起
を促すこと必要なり。

一三、町村内諸行事の教化的實施

村内に於ける祭祀、諸會合、其他各種の行事等につきては、凡て其の眞義を徹底せしむると共に、進行順序、
時間勵行を始め全般に亘り深き留意を拂ひ、凡て教化的實施に注意せざるべからず。

三、農村教化網の完成

一、村教化聯合機關の設置

現在何れの農村に於ても多數の團體を有し、夫々獨自の主義方針に基き活動をなせるもこゝに一村振興の共同
目的の下に之等各種團體を聯携せしむべく教化聯合會(自治振興會、社會教育委員會、經濟更生委員會等)を組
織して相互の關係を緊密たらしむると共に、中央及府縣教化聯合團體と連絡を保ちつゝ進んで之れを實行機關
として一切の活動の中樞たらしむることは喫緊の事なりとす。

二、部落教化聯絡機關の設置

中樞機關の活動を圓滑ならしむる爲、村内各部落に聯絡機關を設置するを便利とす。これは中樞機關と有機的
關聯を保ちつゝ部落各般の指導に當るものにして、即ち教化常會の開催を初めとして、あらゆる部落的活動の
主體たるものなり。

三、實行班の組織

部落内には更に實行單位として家長會(戸主會)及び五人組、十人組、小組合等を組織し、協力して活動をなさ
しむるを便なりとす。

四、指導幹部の育成完備

教化機關の生命をなすものは指導者にして、これが育成には最も意を用ひざるべからず。なほ之れと關聯して
教化網の運用を圓滑ならしむる爲、村に社會教育專任者を定むるは極めて良策なりとす。

昭和十二年十月廿五日印刷
昭和十二年十月三十日發行

編輯者 古谷敬二
印刷人 野見山恭行
印刷所 一葉社印刷所

發行所 財團法人 中央教化團體聯合會
東京市澁谷區藤田一丁目一二二

	昭和十二年十月廿五日印刷 昭和十二年十月三十日發行	〔非賣品〕
	編輯者 古谷敬二 印刷人 野見山恭行 印刷所 一葉社印刷所	
	發行所 財團法人 中央教化團體聯合會 東京市澁谷區藤田一丁目一二二	

	<p>中華民國二十二年十月二十日 中華民國二十二年十月二十日 中華民國二十二年十月二十日</p>		<p>（註）</p>		<p>中華民國二十二年十月二十日 中華民國二十二年十月二十日 中華民國二十二年十月二十日</p>
--	--	--	------------	--	--

終

7
Z

會合聯體團化教央中人法團財